

令和7年第8回富岡町農業委員会定例総会 令和7年9月12日（金）

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第8回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は全員であります。富岡町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりとなっております。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

2番 山口輝久雄 委員

3番 深谷昇 委員

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐藤清隆君） それでは、議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読、説明]

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である坂本仁推進委員のご意見をお願いします。

○最適化推進委員（坂本 仁君） 本件につきましては、9月8日に現地立会い、現地調査を行ってきました。

まず、場所でございますが、10ページの富岡町管内図を御覧になっていただきまして申請地の箇所を確認して、1枚めくりましてヤフーの地図を見ると場所が理解しやすいのかなと思いますので、確認お願いします。本件につきましては、申請の事由のとおりでございまして、譲渡人には後継者がいないことから、隣接者である譲受人に譲り渡すものでございますので、皆様方のご意見をよろしくお願いします。

なお、4ページの登記簿謄本を御覧になっていただきまして、下のほうに、これは私どもの所管の仕事なのですけれども、この土地につきましては土地改良区が差押えをしているところの土地です。いろいろ賦課金滞納とか、そういうのもありますて、滞納したわけですが、未納分につきましては納めていただきましたので、今は抵当権設定解除の手続を行っているところでございます。よろしくご審議方お願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。特にはございませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第15号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを終了します。

続きまして、議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読、説明]

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である坂本仁推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（坂本 仁君） それでは、引き続き説明します。

この場所は、先ほど述べた場所でございまして、譲受人は建設業を営み、震災後の復興に従事しているものでございます。復興の仕事が多くなりまして、従業員の数、車両も増え、あと車両関係も大型化になってきましたので、この会社に進入に不便を来しているため、ここを譲り受け、分筆し、進入路として使うものでございます。皆様方のご審議方よろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） 17ページの権利部の上ですか、表題部のところに75番の7、令和7年9月1日より75番の2から分筆とありますが、75番の7が今回新たに分筆されて、工事される場所だというのは分かるのですけれども、74—2ですか、18ページの74—2というのは現在進入路に当たっている部分になるのですか。

○議長（佐藤清隆君） 事務局。

○事務局係長（伊本和明君） ありがとうございます。ただいまのご質問ですが、22ページを御覧ください。利用計画図で、公団のほうもちょっと重ねてあるものになるのですが、74—2という筆については、中央よりやや下段、倉庫、物置というものが設置されていて、かつその北側のほうが進入路として使われているというのが現状になります。

○8番（小坂竜也君） 今回新たに75—7がその敷き鉄板のところに位置するということで。

○事務局係長（伊本和明君） はい、そうです。

○8番（小坂竜也君） 分かりました。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（佐藤清隆君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第16号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案件を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを終了いたします。

続きまして、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

現地調査員である渡邊しげ子推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊しげ子君） この議案に対しまして、9月4日木曜日に広野町の農業委員会に当たります会長さんの鈴木さん、事務局の久田さん、それから会長と事務局さん3人、私も、7人で現地立会いを行ってきましたので、ご説明いたします。

場所は、30ページを御覧ください。これ7月15日の定例総会に上がりました元山本牧場さんの跡地で、猪狩まち子様の手前に当たります。諏訪神社を過ぎまして、高速道路の上本町赤木橋を400メートルぐらい走りまして、そこから右に200メートル入った場所になります。当日は、プレグリップエナジーさんの山野さんの立会いの下で説明を受けて、現地を確認しました。申請内容と相違なく、当日の立会いにおいては、1万平米を超えるものではあるが、排水、周囲が山林、電柱もあって、所有権移転なので、問題にすべき点はなく、大丈夫でしょうと広野町の会長さん、鈴木さんも話されていました。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございました。

推進委員の説明が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はござりますか。特はないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特はないということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第17号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君）　　挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを終了いたします。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君）　　その他のほうで事務局から何か。

どうぞ。

○事務局主事（堀川貴司君）　　私のほうから3点ご報告、お知らせをいたします。

1点目が8月に行った営農型太陽光発電設備の農地パトロール結果についてご報告いたします。皆様にお配りした資料1を御覧ください。先月、委員、推進委員の皆様のご協力の下、農地パトロールを実施させていただきました。農業法人4社の圃場、合計61か所を、資料に記載の調査項目5項目を段階評価し、調査を行いました。調査結果については、参考資料1と別紙1を御覧ください。まず、別紙1の資料についてですが、調査した箇所全ての評価をまとめた表になっております。詳細については後ほどご確認いただければと思いますが、その中でも4班の14番については、雑草が繁茂しており、調査箇所にたどり着けなかったため、空欄となっております。次に、参考資料1についてですが、4項目それぞれ3段階で評価した結果をまとめたものになります。こちらの調査結果から、特に生育不良の割合が高くなっています。営農から3年程度たっており、収穫に向け良好なサカキの栽培が必要な中で、栽培期間の成長に見合うようなサカキが見られないことや雑草対策等により一緒に刈り取られている圃場が散見されることから、圃場内の管理及び適切な営農に向けた専門家の指導を受ける必要があるというふうに評価しております。今後の対応としましては、生育不良等適切な管理ができていない農業法人に対し、管理を徹底するよう、指導という形で通知を送ろうと考えております。また、営農計画の目標の達成度合いを確認を行いまして、状況に応じて指導等を行ってまいります。さらに、今月、9月の下旬、県の相双農林事務所と営農型太陽光発電の下部の農地7か所を調査を行いますので、今回の農地パトロールの経過を踏まえて、管理状況が悪い箇所を候補地とし、調査を行うようにいたします。農地パトロールの結果については以上です。

次に、2点目なのですけれども、今後の親族関係の確認について皆様にご協力のお願いがあります。農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により、申請人と委員の方が親族関係にある場合、議事に参与できることとなっており、対象となる親族は配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族となります。これまで事務局にて該当案件がないか注意を払ってまいりましたが、今後は皆様のご協力をいただきながら確認作業を進めてまいりたいと考えおります。これから確認方法についてご説明いたします。引き続き、事務局にて親族関係がある申請人はいないかを注視するとともに、申請日時点で提出された案件の譲渡人、譲受人の情報をまとめたリストを作成し、書面にて皆様へお送りいたし

ます。その書面にて、ご自身の親族に当たる方がいないかの確認、親族に該当された場合、事務局までお電話にてご連絡いただくことにより確認を取りたいと考えております。また、該当がなかつた場合は連絡を不要とする予定です。なお、書面の発送は申請締切日の翌日、確認期間は1週間程度と想定しております。総会での審議時、親族関係の案件については、今までどおり該当する委員、推進委員の方は議事から一時退席していただことになりますが、今後、現地調査においても、該当する案件があった場合、現場の入替えや隣接区域の推進委員の方へ出席するお願ひをする見込みでございます。親族関係の確認については以上となります。よろしくお願ひいたします。

次に、3点目ですが、次回の農業委員会総会の日程についてです。次回の総会、10月15日水曜日、15日の水曜日となっておりますので、皆様の日程の確保等よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○議長（佐藤清隆君） 今までの説明の中で何かご質問等ございますか。

1番の林さん。

○1番（林秀樹君） 今の先月の農地パトロールの件でちょっと補足になるのですが、自分パトロール終わった後しばらくしたときに、身の回り走っていたときに、多彩の神のところの圃場だと思うのですけれども、油圧ショベルで溝を掘って、盛土して、植え直しとかみたいなところを、全部ではないですけれども、ひどいところから何か順にやっているみたいなので、一応県のほうからいろいろ指摘があったような話もあるので、その辺、手入れはしているのかなというふうな感じには思いましたということで、一応報告はしておきます。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） 渡邊康男さん。

○6番（渡邊康男君） その他の2番の親族関係の説明がありましたが、農業委員会会議規則にも13条かな、あと今説明あった農業委員会法の31条も全く同文なのですが、それが変わるというふうなことではないのでしょうか。その辺ちょっともう一回詳しく説明お願いしたい。

○事務局長（原田徳仁君） それでは、私から説明させていただきます。

制度内容は、全然変わりはございません。従前どおりでございます。しかしながら、例えばすければ、申請人が猪狩ってなると、猪狩も多くいらっしゃるので、血縁かどうかという部分が事務局でもなかなか把握しづらい部分がございます。ですので、農業委員の皆様のお力いただきながら、この申請人と農業委員は例えばどこだよとかいう情報を先にいただけすると非常にうちのほうの事務効率もいいという形でありますので、その点のご協力をお願いしたいという部分でございます。この調査の件なのですけれども、ほかの自治体の農業委員会どうやっているのだという話を確認したのですけれども、いわき市ですと、専属の戸籍の担当者がいらっしゃって、申請人が上がった順番に全部こなしていくことができるのですが、広野町さんですと、やはり皆さんのご協力いただいて、申請人と自分の、因果関係というわけではないですけれども、血縁関係のほうの情報をいただいて、フ

ラットで審議ができるよねという体制を取っているものですから、その広野町を参考にさせていただいて、今回改めて提案させていただいたというところでございます。中身は、全然変わりはございません。情報だけいただきたいというご協力でございます。お願いいいたします。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

[「なし」と言う人あり]

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 時期が時期なので、皆さん忙しいようですので、特別何もなければ、本日はこれにて閉会したいと思います。

皆様、ご苦労さまでございました。

閉 会 （午前10時40分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月14日

委 員 久保 兼一

委 員 清谷 昇